

## 川崎市指定特定非営利活動法人審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則（平成24年川崎市規則第65号）第24条第10項の規定に基づき、川崎市指定特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 審査会の会長は、市長から諮問を受けたときは、速やかに会議を招集するものとする。

2 会議の招集については、会長が各委員にその都度文書で通知するものとする。

### (委員の除斥)

第3条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、対象となる特定非営利活動法人の審査に係る議事に加わることができない。

(1) 当該法人において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に規定する役員に就任しているとき

(2) 当該法人において、法に規定する社員であるとき

2 委員は、前項に掲げるもののほか、審査の対象となる特定非営利活動法人と特別の関係がある場合には、当該法人の審査に係る議事に加わらないことができるものとする。

### (審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、公開とする。ただし、特定非営利活動法人の審査に係る議事については、非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が必要と認めたときは、非公開の会議を公開と、公開の会議を非公開とすることができる。

### (会議録)

第5条 審査会の会議録は、会議の概要を記した要点筆記とする。

2 会議録は、会議に出席した委員の承諾を得て確定する。

### 附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。